

手数料の納付方法Q & A

(問1) いつから現金に切換えるのですか。

(答) 県庁, 警察関係(警察本部, 警察署, 運転免許センター等)は平成25年11月から, 合同庁舎や単独事務所などの地方機関, 市町, 団体での受付分等は平成26年11月からとなります。

(問2) 申請方法も変わるのですか。

(答) 申請方法は基本的には現在と変わりませんが, 申請書の様式や受付方法などが変更になる場合があります。申請ごとの詳細は, 今後各申請窓口や県HPで案内します。

(問3) 手持ちの証紙は使用できないのですか。

(答) 各窓口で切換え(廃止)後1年間は使用できます。(県庁等への申請は平成26年10月まで, その他は平成27年10月までとなります。)

(問4) 使えなくなった証紙は買い戻してもらえますか。

(答) 県に買い戻しの手続きをしていただくことにより, 返金いたします。

(県HPトップページ>組織でさがす>会計総務課>県証紙の買い戻しを受けるとき)